

いわき市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時

令和4年2月18日（金） 13時30分から16時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

いわき市役所本庁舎 8階 第8会議室

いわき市役所勿来支所 2階 会議室

3 出席者（34人）

(1) 農業委員（24人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（11人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
府 川 将 人	農地審査係長
鈴 木 昌 則	農地審査係 主査
福 田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
黒 田 浩 二	農地調査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
渡 邊 梓	農地調査係 事務主任

4 欠席者（0人）

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

定刻ですので始めさせていただきます。

本日の総会は、まん延防止等重点措置が適用されていること、また、いわき市感染拡大防止一斉行動が実施されているため、こちらの東分庁舎、本庁舎、勿来支所の3会場を結んで、市農業委員会としては、初めて、リモートにより、開催するものでございます。

3会場を結ぶ回線は、LG-WANという行政機関専用の、一般のインターネットから独立したクローズド・ネットワークで、通信の安定性やセキュリティの信頼性が確保された回線を使用しております。

ただ、何ぶん初めての試みですので、通常の総会とは勝手が違うかと思えます。

そのため、質疑応答や賛否の確認など、各会場、相互に丁寧に意思疎通を図りながら、着実に進めて参りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第9回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

【資料1】農業委員会による最適化活動の推進等について

【資料2】令和3年度認定農業者経営改善セミナーについて

以上、5点です。

いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス拡大防止のため、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。

草野会長

改めてこんにちはは本来ですと、立って挨拶するわけですが、今回は先週ですね、自分の不注意で、ちょっと落下しまして、右足のかかたを骨折ということになりまして、現在、上半身しか映ってないのでね、言わなければわからないですか。

まだ、しばらく治療が続きますので、そんなことで、今日はそういう体調の中で進めさせていただきます。

草野会長

皆様には東分庁舎、それから本庁舎と勿来支所と、3ヶ所にわかれてのリモートによる会議、総会ということで、過去にもこういう形でやろうじゃないかという話が何度かありましたが、感染対策を万全にしてきたという経過はありました。

ただ、今の世の中、ITが進んでいる中ではね、あえてこういう体験も実際必要なのだろうと、今後リモートその他で、できることも可能じゃないかということで、積極的なわけではないですが、今回スムーズにいけば、非常に今後の役にも立つのかなと思ってますんで、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

農閑期ではありますが、皆さんお忙しい中の全員参集、御出席ということで、本当に御苦労様でございます。

17期の農業委員になりまして、3年のまず1年、半年ほどを経過しまして、残り半年を切ってるわけです。

今、農業界も非常に混沌としていて、ただ、我々農業委員会を取り巻く状況も非常に変化しているというか、国の政策がね、非常に農業委員会に対するというか、農業委員や推進委員に対する期待というか、今度の、人・農地プランの法制化等の動きを見ると、農業委員、推進委員、またあと中間管理機構、このふたつがもう主役にならなくてはいけないというような、先が見えるということで、重要な仕事をしているのだなあと、我々に身をもって感じて、今後の行動に移してもらえばと思っています。

リモート開催で、何かと不便をかけていると思いますが、皆様には、慎重かつ円滑な御審議を賜りますようお願いを致します。

本日は、時間がない中で大変申し訳ないんですが、本日の総会は、定例でございます、農地法に係る許可申請を御審議いただく。

ということになりますので、委員の皆様には、慎重審議をお願いして長くなりましたが、挨拶といたします。

本日は、よろしくお願い致します。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日は、通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日

議 長 (草野会長) の総会は成立することをご報告致します。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第9回総会を開会致します。
次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。
議席番号18番、鈴木義直委員
19番、中根まり子委員
また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (阿部次長) - 議案書2ページにより会務報告 -

議 長 (草野会長) それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長) 特にありません。

議 長 (草野会長) それでは議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。
該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。
それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の3ページを、お開き願います。
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(鈴木主査)

本日の議案に入ります前に資料の訂正がございます。
議案説明書2ページ 番号1番の申請地の面積ですが、402㎡とな
っておりますが、正しくは902㎡となります。

したがいまして、今月の3条許可申請面積が、田6,463㎡から6,963
㎡へ変更となり、合計面積につきましても24,129㎡から24,629㎡へ
変更となります。

また、番号5番、及び9番の譲受人の住所地番が訂正となります
ので、現地調査位置図につきましても訂正くださるようお願いしま
す。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案説明書2ページからとなります。

地図につきましては、別紙現地調査位置図となりますので、併せ
てご覧下さい。

番号1番から5番につきましては、売買による所有権の移転であ
ります。

番号6番、及び7番につきましては、農地所有適格法人としての
新規就農による賃貸借権の設定であります。

また、番号8番から10番につきましては、贈与による所有権の移
転であります。

なお、10番につきましては、新規就農となります。

したがいまして、今月の3条許可申請面積につきましては、田
6,963㎡、畑17,666㎡、合計24,629㎡となります。

議案書4ページ、5ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地
法第3条第2項、及び第3項各号には該当しないため、許可要件の
全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては、5ページで御確認くださ
い。

説明は、以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。

9 番 油座委員	議席番号 9 番、油座盛明です。 番号 1 番から 7 番、10 番の事案について、現地を調査した結果、 特段、問題はありませんでした。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	事務局より報告します。 番号 8 番、9 番につきましては、贈与による所有権の移転から、 事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に 問題はなかったことを報告します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問のある方は挙手願います。 －挙手者無し－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の 挙手を願います。 －挙手者多数－
議 長 (草野会長)	賛成多数と認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による 許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願 いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 4 ページを、お開き願います。 【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願 いについて、御説明いたします。 議案説明書 7 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧くださ い。 申請地は山田町、登記地目、畑 375 m ² です。

事務局
(鈴木主査) 本案件は、令和3年4月26日付、申請農地2筆について、農地法第3条の許可が下りていますが、譲受人より許可後に申請農地1筆について誤って申請したことが判明し、許可の取消願出書が提出されたものです。
以上、1件。
農地法第3条の規定による許可処分の取消願いは、畑 375 m²となります。
説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。

事務局
(鈴木主査) 事務局で現地を確認しましたが、特段、問題はございませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から何か御意見、御質問のある方は挙手願います。

－挙手者無し－

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を願います。

－挙手者多数－

議長
(草野会長) 賛成多数と認め、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。
次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の5ページを、お開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書8ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、

事務局
(坂本主査)

でございます。

説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

議案説明書9ページをお開きください。

番号2番の案件について、取り下げとなりますので、削除願います。

以上の訂正に伴い、合計面積が変更になります。

田2,510.31㎡から1,911.31㎡へ、畑の面積は変更がなく、合計面積が6,737.30㎡から6,138.30㎡へ変更となります。

以上、訂正の方をお願いいたします。

それでは案件について説明いたします。

議案説明書9ページ、現地調査位置図、及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧ください。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。

1番、平、畑、224㎡、住宅進入路敷地です。

3番、泉町、田、465㎡、駐車場敷地拡張です。

4番、小浜町、畑、3,652㎡、駐車場敷地です。

面積が30aを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

5番、常磐、畑、350.99㎡、分家住宅敷地です。

6番、大久町、田、1,194.31㎡、太陽光発電設備です。

7番、平、田、252㎡、臨時駐車場のための一時転用です。

以上、6件、面積は、田1,911.31㎡、畑4,226.99㎡、合計6,138.3㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の報告をお願い致します。

10番
岡村委員

議席番号10番、岡村泰典です。

番号1番、番号3番から番号6番について現地を調査した結果、番号3番について、排水計画は当該箇所で自然浸透及び事業区域から排水路を設置して隣接する山林へ排出する計画となっており、問題はありません。

ただし、当該地は傾斜地のため、敷地表面の締固め等、豪雨の場合でも土砂が流出することの無いよう適切に対応するよう口頭での指導をお願いします。

10番 岡村委員	それ以外については、特段、問題はございませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号7番について、一時転用案件であることから事務局で現地を 調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から御意見、御質問のある方は挙手願 います。 －挙手者無し－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の 挙手を願います。 －挙手者多数－
議 長 (草野会長)	賛成多数と認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による 許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事 業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	それでは、議案説明書10ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 変更申請について、御説明いたします。 議案説明書11ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図、及び許可申請に係る 意見及び決定理由書をご覧願います。 番号1番、申請地は、遠野町です。 当該許可は、令和2年10月26日付、いわき市農業委員会指令第5217 号により許可を受けた案件です。

事務局
(坂本主査) 当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、設置パネルの枚数、配置及び施工期間の変更です。

本案件は申請時に使用予定であった太陽光パネルが廃番となり、使用するパネルを変更したことに伴い、設置パネルの枚数、及びレイアウトに変更が生じ、また新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達の遅延や作業員確保が困難となったことにより、当初令和2年10月26日から令和3年3月31日までとしていた施工期間を令和2年10月26日から令和4年5月31日までとする事業計画変更申請があったものです。

当該案件については、施工前の事業計画変更であること、また、事業計画変更後のレイアウトも妥当であり、周辺営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の報告をお願い致します。

事務局
(坂本主査) 番号1番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から御意見、御質問のある方は挙手願います。

－挙手者無し－

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を願います。

－挙手者多数－

議長
(草野会長) 賛成多数と認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局
(渡邊主任)

議案書の7ページを、お開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書12ページをお開き願います。

いわき市農用地利用集積計画について説明致します。

議案説明書13ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第22号から24号の内容について説明致します。

第22号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得するものでございます。

実施地区は、勿来。

貸し手1名、対象筆数、田2筆。

面積、田1,679.00㎡と、なっております。

なお、本案件については、既に農地中間管理事業により貸借されている農地の所有者が変更となったため、改めて農用地利用集積計画を作成するものであります。

第23号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、四倉。

借り手40名、貸し手43名、対象筆数、田233筆、畑14筆。

面積、田176,530.35㎡、畑4,875.00㎡と、なっております。

第24号は、新たに利用権、賃貸借を設定する事案でございます。

実施地区は、三和。

借り手1名、貸し手6名、対象筆数、田16筆。

面積、田42,646.00㎡と、なっております。

なお、議案説明書29ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第22号から24号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より議案第5号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から御意見、御質問のある方は挙手願います。

－挙手者無し－

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の
挙手を願います。

—挙手者多数—

議 長
(草野会長) 賛成多数と認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画につ
いては、原案のとおり可決致します。
次に、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局
(渡邊主任) 議案書の8ページを、お開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
議案説明書30ページをお開き願います。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見
の決定について、説明致します。
次のページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、
意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番

借り手、住所は山田町、貸し手、住所氏名は、福島市中町8番2
号、公益財団法人福島県農業振興公社、理事長、佐藤清丸。

土地の所在は、山田町。

現況地目、田、面積。田7,645.30㎡。

外、番号2番から8番までの詳細につきましては、記載のとおり
です。

なお、農用地利用配分計画(案)は、既存の中間管理事業の借り
手の変更に伴い作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方
の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に
関する法律第18条第5項、及び福島県農業振興公社農地中間管理事
業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満た
していると考えます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より議案第6号について説明がありました。
これについて、委員の皆様から御意見、御質問のある方は挙手願

議 長
(草野会長)

います。

—挙手者無し—

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の
挙手を願います。

—挙手者多数—

議 長
(草野会長)

賛成多数と認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利
用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可
決致します。

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を
求めます。

事務局
(府川係長)

議案書9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書32ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致しま
す。

1月は16件の届出がありました。

合計面積は、田51,474.16㎡、畑22,307.60㎡、合計73,781.76㎡で
ございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書37ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

1月は2件の届出がありました。

合計面積は、田2,804㎡、畑0㎡、合計2,804㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書39ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

事務局
(府川係長)

1月は9件の届出がありました。
合計面積は、田2,777㎡、畑3,070㎡、合計5,847㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議案書12ページをお開き願います。
【報告第4号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書42ページをお開き願います。
1月は67件の合意解約がありました。
合計面積は、田297,907㎡、畑2,957㎡、合計300,864㎡でございます。
以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。
次の報告第5号については、金成主査から説明致します。

事務局
(金成主査)

議案書13ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書55ページをお開き願います。
引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。
議案説明書の訂正をお願い致します。
番号2番について、備考欄に不動産取得税の納税猶予適用者とありますが、正しくは、不動産取得税の徴収猶予適用者でありました。
納税を徴収に訂正願います。
1月は4件、相続税の納税猶予について、贈与税の納税猶予について、不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。
合計面積は、田16,134㎡、畑6,926㎡、合計23,060㎡になります。
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議事の報告と致しましては、以上になります。

議長
(草野会長)

以上、報告事項ですので、御承知置き願います。
次に、その他に入る前に、休憩と致します。
只今、14時25分ですので、10分間休憩とし、14時35分再開します。

(10分間休憩)

議長
(草野会長)

それでは、議事を再開します。
その他について、まず、事務局から何かありますか。

事務局
(金成主査)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。
資料1でございます。

先般、2月2日に、農林水産省経営局長から一般社団法人全国農業会議所会長宛に、農業委員会による最適化活動の推進等についてという文書が発出されてございます。

本通知の内容は、農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する、農地等の利用の最適化の推進に係る活動、及び同法第37条に規定する実施状況の公表について、業務の適正な執行、並びに透明性の確保を図るため、農業委員会で、毎年度最適化活動の成果目標、及び活動目標を設定するとともに、当該年度の活動の実施状況、及び目標の達成状況について総会で、点検評価の上、インターネット等で公表することが定められたものでございます。

資料の1から5ページについては、本通知内容が、膨大であることから通知内容から、主に農業委員、推進委員の皆様が対応する部分を抜粋してまとめたものでございます。

資料の6ページからが通知された文書の全てでございます。

本通知の適用期間が、令和4年4月1日からとなることから、本日の総会で簡単ではございますが説明をさせていただきます。

まず、1の目標の設定でございます。

農業委員会は毎年3月に、次年度の目標を総会で議決し、4月末までに公表および県知事へ報告するとされております。

目標については、まず1の(1)として、農業委員会としての目標が大きく二つ、成果目標と活動目標とございます。

成果目標としては、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進、活動目標として、④活動強化月間の設定、⑤新規参入相談会への参加でございます。

①の農地の集積については、農地利用最適化指針において、農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合はその数値を、都道府県が基本計画において設定している場合はその数値を用いるとされ、本市においては、県は令和5年度末までに68%を目標としております。

②の遊休農地の解消は、緑区分の遊休農地については、令和3年度時点の遊休農地面積を5年で解消することとし、黄色区分の遊休農地については、解消するための基盤整備等含めた工程表を策定するとされ、新規に発生する遊休農地はその年度内に解消することが求められてございます。

③新規参入の促進については、直近3年間の権利移動面積の平均1割以上を設定することとされております。

④活動強化月間の設定については、当該年度で3ヶ月以上、設定

事務局
(金成主査)

することとされ、⑤新規参入相談会の参加は、都道府県等が実施する就農相談会に推進委員等1名以上が参加することとされてございます。

(2)は、推進委員等の目標とされており、これは農地等の利用の最適化の推進を実施する、推進委員、農業委員が個別に設定するものでございます。

①の成果目標は、担当地区毎に定めた(1)の成果目標とされ、これは本市においては32区域と解されます。

②の活動日数目標は、活動する委員の日数目標を定めるもので、福島県農業会議を介した国の考え方としては、委員の皆様おひとりが、月10日以上活動を基本としている想定であるとのことでございます。

2の実施目標の公表について、でございます。

設定した目標については個人情報を除き、県農業会議の確認を得た上で、インターネット等で公表するとされております。

3の最適化活動の記録、及び点検評価についてですが、本通知では、活動の記録内容、及び様式、取りまとめの様式、公表の様式が示されており、活動の記録様式は必ずしもこれを用いる必要はないとのことですが、点検評価のため集計をするためには、示された内容を正しく記載していただく必要がございます。

つまり様式にはこだわりはないけれども、活動の内容については記載内容を全て書いてください、というような指示でございました。

様式は別紙2のA3判、3種類の項目内容を、日々の活動記録として掲載いただくこととなります。

こちらの方、毎日の活動をそれぞれの様式の中に合致する内容で、書いてもらうというのがもので、活動の種類が3種類ありますので、活動した内容で1行記入するという中身でございます。

(2)の点検評価の実施ですが、日々の活動記録をつけていただき、その内容を月毎に、別紙の様式にまとめていただくこととなります。

年度でまとめられたものを、自ら点検評価し、翌年度の4月末までに農業委員会に提出をしていただきます。

提出された自己評価結果を、5月末までに、総会において点検評価し、その結果を当該推進員等に通知するとされております。

なお、この評価結果は、次期の推進委員の選考および農業委員の選考にも考慮されるとされております。

4の点検評価の公表ですが、目標と同様に、インターネット等で公表することとなります。

また、点検評価については、その結果を踏まえ、最適化活動の改善を図るものとされてございます。

事務局
(金成主査)

3 ページに移ります。

この関係機関との連携については、都道府県、市町村、県農業会議、中間管理機構が想定され、情報の通知等についての記載が以下の通りに示されているところでございます。

さらに市町村関係者とは、基盤強化促進法の観点から密接に連携し、農地の集積を進めるとされてございます。

6 の委嘱や任命の取り扱いですが、年度途中の委員の交代については、後任の委員は前任の委員の目標を引き継ぐとされ、例えば改選時は年度内となりますので、前年3月に定めた目標を、当該年度末まで引き継ぐというような考え方になります。

任期途中で交代された場合も、前任の目標を年度末まで引き継ぐというところでございます。

7 の推進委員と農業委員の役割分担ですが、この項目が明記された趣旨でございます。

推進委員を設置している農業委員会においては、推進委員と農業委員が連携して最適化活動を実施することが必要であるが、役割分担が明確化されないまま、農業委員が最適化活動を実施することで、農業委員の事務負担が増加したり、推進委員が主体的に活動できていないといった声もあるという主旨からとされてございます。

推進委員の設置にあたり、推進委員と農業委員の役割分担を明確に定めた上で、推進委員、及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当であるとのもので、推進委員は、担当地区内において農地利用の最適化活動を行い、農業委員は推進委員の実施状況を把握した上で、必要な支援を行うという役割分担をした上で、農業委員会として目標を達成するようということが定められているものでございます。

この内容についてはですね、全国に発出されたものでございますので、市町村農業委員会の中には農業委員と推進委員が同じ活動をしていて、今回の通知の内容を実施すると、農業委員が、現在、認定農業者が半数以上という規定がございますから、その農業委員の負担が増加するのではないかという声があったということです。

この特別な記載があるというところでございますので、明確に役割分担をしている農業委員会においては、それは国の制度趣旨でございますが、その上で推進委員の活動を農業委員が必要に応じてきちんと支援をするということが、今回明記されたところでございます。

今回の通知の主旨は、推進委員と農業委員が役割を明確にした上で活動し、農業委員会としての全体の目標を達成していこうというところでございます。

事務局
(金成主査)

これまでの記載での推進委員等とありますのは、本市において32地区をそれぞれ担当する推進委員と、目的達成のために推進委員の活動を把握し、支援する24名の農業委員のことを指しているものというふうに理解できるところでございます。

なお他の市町村においては、中立委員について地域での農地利用最適化の活動を明記していない、つまり、役割としていない委員がいるというもので、そういった中立委員のように、農地利用の最適化の活動を実施しない委員を除いた委員をもって、推進委員等という表現がされています。

ですので、通知文においては推進委員等という表記にされてございますがこれは、推進委員という意味ではなくて、最適化活動を行う推進委員と農業委員のことを言っています。

いわき市本市農業委員会においては、24名の農業委員の方全てが最適化活動を行うということを、16期のスタートから明記されてございますので、基本的には全員の方がこの指針に沿って行っていくというところでございます。

事務フローについてでございます。

8の記載の通り令和4年3月つまり来月の総会において、令和4年度の目標を設定するとされております。

その後、目標の公表、令和4年4月1日からは新しい様式での記録をつけていただき、報告書を作成いただくこととなります。

令和4年中は3ヶ月以上の強化月間を設け活動を行い、令和5年4月末までに令和4年度の活動報告、翌月5月総会で点検評価を行いその内容を公表するというところでございます。

令和5年度の目標等も同様に年度をずらして作成していくというところでございます。

続いて今後についてでございます。

(1)ですが、これまでの農地利用の最適化の推進活動について大幅に記録内容や実績の公表など、変更となることから、通知内容の説明とともに様式の変更について、詳細な説明が必要になるものと考えております。

また本通知は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の業務について、より深めた内容でございますが、総会や定例的現地調査などの第6条第1項業務、農業者年金や全国農業新聞の加入推進などの第6条第3項業務についても、農業委員会の活動として記録が必要であることから、活動記録簿の様式が大幅に変更されるもののご理解いただきたい、というところでございます。

こちらについては全国農業会議所、それから農林水産省、今後福島県の指示を受けながらですね、来月にはお示しする考えでございます。

事務局
(金成主査)

ます。

また、令和4年4月1日からの実施が決定しておりますので、まず目標の設定というものを、来月の総会で行わなければいけないというものでございます。

本来ですと令和3年5月の閣議決定において、農業委員会業務の活動実績の公表が義務化が示されており、活動報告書の公表というのは考えられていたところですが、今年2月になりこれほどの内容変更がされたということで、我々も若干驚いているところでございます。

現在進めていた、本市農業委員会の業務見直しに関してでございますが、本通知内容を優先して説明、また御理解いただき4月1日からやっていただくというところでございますことから、一旦その業務見直しについては保留とし、本通知内容に係る必要な見直しを優先的に行っていきたいという考えでございます。

このため令和4年度の業務計画は、時点修正を行い3月の総会で議決を求める考えでございます。

その後4月1日から、委員の皆さんと業務を進めながら、地区審議会の見直し等を含めた必要な見直しに着手をしていきたいという考えでございます。

この通知のほか、既に農業新聞等でも御存知かと思いますが、農業経営基盤強化促進法の改正法案が、本国会に提出されております。

人・農地関連政策の法制化が進められることとなっております。農業委員会の必須業務として、令和4年から3年間で、目標地区の作成が義務づけられることとなります。

これに伴う必要な作業については、法制化の中身を確認した上で、今後の作成のプロセスを、市担当部局をはじめ関係機関と協議調整してまいりますので、今後説明をさせていただくことといたしたいと思っております。

6ページからは実際の通知内容の全てをお示しをいたします御確認をいただければと思っております。

なお、本通知におきましては本来、農林水産省から都道府県を通じまして市町村や、農業委員会に通知されるものでございますが、現時点において正式な通知の発表はございません。

現在作業が進められておりまして、早ければ来週には通知されるものということでございます。

若干の様式の訂正はあるようには聞いておりますが、内容については大幅な訂正はございませんので、この通り内容を進めていくというところでございます。

来月の総会で実施を検討している全員協議会や地区審議会の場に

事務局
(金成主査) おきまして、今後の方向性を含め、国や県の内容を確認し、改めて説明をさせていただきます。

農業委員会法第6条2項の業務について、いよいよ公表に向けた内容が示されたということでございます。

おひとりおひとりの活動内容を、これから細かく記載をいただき、各自が報告様式を作っていただくような流れになってございますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

長くなりましたが説明は以上でございます。

議 長
(草野会長) ただいま事務局より説明がございました。

これについて委員の皆様から、御質問、御意見ございますか。

16番
平田委員 議席番号16番、平田敬一です。

なかなか指針はわかるんですけど、実際には活動してる人っていうのは、担い手を増やしてきたんですよ。

その担い手っていうのは、まずこれから季節柄、忙しくなってきた、季節的にも動けない時がある。

そういう縛りが強くなると、その実態とかけ離れるというか、あと今やってるここにいる委員の皆さんでも、自分の地区に帰ると、他の業務を抱えてる所が多いですよ。

ここがちょっとそれでは、頭ではわかるんだけど、実際現場に行ってみたら、それではやっていく人がいなくなっちゃうんじゃないかなという心配があります。

以上です。

議 長
(草野会長) 今の御意見は、これを実際にやるのが、担い手ということで、負担が多くなるということですね。

これについて、事務局からありますか。

事務局
(金成主査) こちらについてですね、現時点でそういった懸念について、私ども事務局からも、県農業会議を通じて、全国農業会議所に意見を上げさせていただいているところです。

つまり、農業委員、推進委員の方々は、非常勤特別職の公務員の方でございますので、かなり縛りが強い内容については、今後の成り手がなくなってしまうのではないかという懸念は述べさせていただいております。

なお、こちらについて国の見解は、あくまで聞き及んだ範囲ではありますが、遊休農地の対策、また、新規就農者の状況など、これからの国の農業政策の在り方を含め、地域での推進について、もう

事務局
(金成主査)

少ししっかり進めて欲しいという国の期待のもと、農業委員会組織にこれらの業務をしっかり見えるようにやってくれということでの通知であると理解しているところでございます。

農業委員会として今までも、過去の実績も含めやってきたわけですが、さらに見えるように、より強く推進して欲しいという国の考えでありますので、負担感を感じる所もありますが、第一に理解せざるを得ないところでございます。

また、規制改革推進会議による意見や、その見える化をするようにという内閣府の閣議決定のところでございますが、こちらもかなり農業委員会に対しては厳しい意見、もっと実績を上げるようにということで意見が出されているところでございます。

農林水産省から今般、このような通知が出されましたので、今の御意見も挙げつつ、今後推移を見ながら、委員の皆様と協議させていただければと思います。

16番
平田委員

はい

11番
鈴木委員

議席番号11番、鈴木理です。

私の立場としても一言申し上げておきます。

今、事務局から説明がございましたその通りです。

今の資料の3ページの中ほどちょっと下にございますが、役割分担、そしてこれらの計画が、農業委員への負担が増大したり、推進委員が主体的に活動できないというような行為があったからだという文言がございます。

これは、私は東京のこの会議所の総会で強く申し上げてきた。

これだけは皆様方にはっきり申し上げておきます。

私のというと、大変生意気千万になりますが、少なくとも私の強い主張があったら、私はそう思っておりますが、経営局長のこの通知が2ヶ月、3ヶ月遅れたということも事実であります。

これらについては、当初は日数は、農業委員、推進委員の活動日数の案としては、当初出ていた数字は、年間180日です。

月にしますと15日です。

認定農業者の方に8割の集積をなささいという数字を9割になささいという設定もしておりました。

これではとても両方とも駄目になってしまう。

何を考えているのかというような口調で私は強く申し上げてきました。

その後、あの片山虎之助参院議員であります、この方は岡山県

11番
鈴木委員

の農業会議の会長でありますので、片山議員が私の顔を見ながらじっと我慢していたようで、私が話した直後に手を挙げて、福島の鈴木会長から、だからこんなふうに強く言われるようになってしまったんだ、何をやってるんだと言って、農水省の方にも、その場で強く意見を出されたと、これが事実であって、その後10日くらい過ぎて片山議員が倒れて何か大変重篤だという話であります、とにかく私もこの件については、もうとてもこのままの計画では進んで行けませんよ、活動できませんよ、で、この目標日数は、例えば定めないということに、一旦はなりました。

ですから、ここには数値は出ておりません。

しかし、これらについては、規制改革推進会議というのが国にございます。

これらの推進会議から出てくる案というのがどのような案が出てくるのか、非常に私は危惧の念を持っているということです。

これについても、自民党の国会議員の方々には、規制改革推進会議はけしからん、と言って、私は強くこれも申し上げてきましたので、何とか今のところは数字には表れていない。

しかし、いつからかわからないという、私は警戒感を持っているということです。

現状はそういうことだということでご理解をいただきたい。

事務局
(金成主査)

全国農業会議所が農林水産省とやりとりされている内容について、只今の県会長のお話を含めてですね、協議がされていたということを知り及んでおります。

実はですね、資料の25ページの本文書、先ほどの活動日数というのは一度ですね、その閣議決定がされた後に、実際の業務の在り方についてどのように考えるかについて、出された農水省からのQ&Aの中で、年間180日、1日の活動時間は8時間というふうに示されましたが、さすがにひと月15日間を8時間働いてくださいというのは、非常勤特別職に対してあまりにちょっと大変だろうということで、我々も懸念を持ったところ、その文言は外されました。

その部分については設けないとされたんですが、この25ページを見ていただきますと、今回活動目標の中で評価の部分でございます。

月あたりの最適化活動の日数が6日から7日の場合は1、8日から12日の場合は3、13日以上場合は5ということで、日における時間の定めはありませんので、何時間かはなく、昼夜問わず、活動すれば記載いただければここに入るわけですが、活動日数についての目安としては6日から7日で、それでやっとな評価が入ると。

事務局
(金成主査)

いうところでこれが各地区、各個人の委員の皆様方の状況が公表になるものでございますので、それによって今度の実績を取られた場合に、集積が進んでいるのか、遊休農地の解消されているのか、新規就労者への集積が進んだのか。

何日働いたから、それができたもしくは、働いているのが足りてないのかというような、申し上げた非常に客観的なものにこれからなっていくというような理解をしています。

私ども事務局としては、活動日数、皆さんの活動をきちんと積み上げられれば、よろしいんじゃないかということもあるところでございますが、それをどのように評価されるのかということから、国県の方向性が定まってこないことには、逆に皆さんの活動に足かせになってしまうんじゃないかというふうに考えてございます。

只今の県会長のお話の通りですね、日数の定めはございませんが、このような指標が示されているということで、県農業会議からも10日程度は想定しているんですというようなことを、言われたところでございます。

以上、補足の説明でございました。

議長
(草野会長)

遡れば、4年前になりますが、農業委員会の法律が改正されて、今のような体制になったわけですが、3年間やると非常に全国的にいいやり方がばらついているということに対しての国の、状況を調べてですか。

現状の把握が本当になされてないなどは常々感じるんです。

だからこういった日数的な所を、現場と合わないような日数を上げてくると。

この辺は、農業委員会を束ねる全国農業会議所に福島県農業会議に鈴木県会長がマイクを持ってそういうふうに声を出してくれているからね、また国も考える時間ができたのかな、やはり声を上げないとこのままやはりいいだろうということで済んでしまいますのでね。

皆さんも実際行動しながら、可能な範囲で努力してやってるわけですが、やはり矛盾が生じた場合には疑問を大いに出していただければ、そのこれからの3年間というのは、それがやはり必要なのかなと思ってますので、よろしく願いいたします。

そのほか御意見ございますか。

17番
箱崎委員

議席番号17番、箱崎寿正です。

この目標を見ると、最低でも6日から7日。

17番
箱崎委員

普通に仕事をしてれば、週休2日と考えた場合、休みになっている部分を全部これにして、要は働き改革、働き方改革、と言っていて、どこで休みを取るといふ。

これはちょっと明らかにおかしいと思うんですが、その辺をちょっと、考え方を伝えていただければと思います。

議 長
(草野会長)

はい、では事務局長よろしいですか。

事務局
(太局長)

今の箱崎委員や先程の鈴木県会長からもお話をいただきまして、農林水産省側に対して、10月のタイミングでは一度、内部で検討されたというところだというふうに伺っております。

その上で2月にこの発表だったということを受けますと、かなり農水省側の情報としては、規制改革推進会議の方にはかなり押されてきたということ、もうここまでやらなければ、農業委員会としての活動内容の実績として挙げられないというようなことをかなり強く言われたということは聞き及んでおります。

今のお話については、正直申し上げましてこれ発表され、正式に発表されますと事務方としては、この通りやらなければいけない。

もうこれできないとは、ちょっと言えなくなるっていうのが現状でございますので、なるべく皆様方に齟齬がないように、わかりやすく説明していきたいと思いますが、日数のところについては、今後ちょっと気をつけて、県農業会議等含めてですね、今の意見を上げながらどのように捉えていくかということをお示しできればと考えております。

以上でございます。

議 長
(草野会長)

はい。

他に、委員の皆様から御意見はございますか。

本庁舎や勿来支所もございませんか。

それでは、その他を続けます。

事務局
(金成主査)

事務局から、続けてお配り致しました資料について御説明致します。

【資料2】令和3年度認定農業者経営改善セミナーについて
⇒周知した。

議 長 只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問は
(草野会長) ございますか。

-挙手者無し-

議 長 他に、委員の皆様から、何かありますか。
(草野会長)

-挙手者無し-

議 長 特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委
(草野会長) 員会第9回総会を閉会致します。